

# 第13章 情報ボックス工

## 第1節 適用

### 1. 適用工種

本章は、情報ボックス工における情報ボックス工、付帯設備工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。

### 2. 適用規定 (1)

開削土工は、第8編第12章第4節開削土工の規定による。

### 3. 適用規定 (2)

仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。

### 4. 適用規定 (3)

本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。

## 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

道路保全技術センター 電線共同溝

(平成7年11月)

## 第3節 情報ボックス工

### 13-3-1 一般事項

本節は、情報ボックス工として作業土工（床掘り、埋戻し）、管路工（管路部）その他これらに類する工種について定める

### 13-3-2 舗装版破砕工

舗装版破砕工の施工については、第3編2-9-3 構造物取壊し工の規程による。

### 13-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

### 13-3-4 管路工（管路部）

管路工（管路部）の施工については、第8編12-5-2 管路工（管路部）の規定による。

## 第4節 付帯設備工

### 13-4-1 一般事項

本節は、付帯設備工としてハンドホール工その他これらに類する工種について定める。

### 13-4-2 ハンドホール工

ハンドホール工の施工については、第3編2-3-21ハンドホール工の規定による。